

浜松市議会規程第1号

浜松市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月23日

浜松市議会議長 高林 修

浜松市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

浜松市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年浜松市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第10号様式及び第15号様式中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（あらまし）

この規程は、住民基本台帳法の一部改正により、住民基本台帳カードが廃止されたことに伴い、所要の整備を行うものです。